

ごみの処理方法・分別・持込みの仕方

下記の分別は、**お持込みいただく際の分別**になります。

佐倉市及び酒々井町の指定ごみ袋の分別ではありません。

佐倉市、酒々井町清掃組合に持ち込まれたものにつきましては、10キログラムあたり350円の処理料金がかかります。

「処理できないごみ」に**記載されているもの**はお持込み**できません**

お持込みの数量・重量に制限はありません。

ごみの種類・分別	清掃組合への持込み方
可燃ごみ【焼却処理施設で処理をしています。】	
	指定の袋でなくてもかまいません。
厨芥類（残飯等）	水分をよく切ってください。
衣類・布製品	袋に入れるか箱に入れる等、持込みしやすい状態でお持込みください。 衣類等のファスナーや金属製のボタン等はそのままで問題ありません。
プラスチック類	ペットボトルについては、佐倉市・酒々井町で拠点回収を行っています。 お持込みの際は、指定の袋でなくても構いません。
テープ類	数が多い場合は、段ボール等に入れていただくか、ひもで括る等、まとめてお持込ください。
合成皮革製品	袋に入れるか箱に入れる等、持込みしやすい状態でお持込みください。
ゴム製品類	プラスチック製品又は合成皮革製品並びにゴム製品類と金属類がまとまっているものは、そのままで問題ありません。
紙・本・雑誌類	ひも等で縛るか箱に入れていただく等、持込みしやすい状態でお持込みください。
花火	使い切ってから燃えるゴミとしてお持込みください。
カン【粗大ごみ処理施設で処理し、リサイクルを行っています。】	
	指定の袋でなくてもかまいません。
缶詰・飲料缶等	中を空にしてください。
スプレー缶	
卓上コンロ用ボンベ	完全に使い切った後、穴を開けてください。
ビン【粗大ごみ処理施設で処理し、リサイクルを行っています。】	
	指定の袋でなくてもかまいません。持込みしやすい状態でお持込みください。
	中を空にしてください。
	金属製のキャップはカンとなります。
	プラスチック系のキャップは可燃ごみとなります。
	ビール瓶等のリターナブル瓶は販売店へお持込みください。
粗大ごみ【粗大ごみ処理施設で破砕や分別後、リサイクル等の処理をしています。】	
家具類・建具類	持込みしやすい状態でお持込みください。
	解体してあっても問題ありません。
	ガラス戸やガラス扉の家具もそのままお持込みいただくか、解体してあっても問題ありません。

次ページへつづく

前ページのつづき

ごみの種類・分別	清掃組合への持ち込み方
粗大ごみ 【 粗大ごみ処理施設で破砕や分別後、リサイクル等の処理をしています。 】	
衣装ケース 寝具類	持込みしやすい状態でお持込みください。
金属類 (鍋・刃物等)	鍋等は持込みしやすい状態でお持込みください。 刃物は安全な状態でお持込みいただき、係員に刃物を持ち込んだ旨をお伝えください。
電気製品類	<u>家電リサイクル法及びPCリサイクル法対象のものはお持込みできません。</u> 石油ストーブ・石油ヒータは、タンクの灯油を完全に使い切るか空にしてお持込みください。
枝木	枝木は長さ2メートル以内にしてお持込みください。
埋立ごみ 【 最終処分場で埋立処分をしています。 】	
陶磁器類 ガラス類	ビニールや箱などに入れて、持込みしやすい状態でお持込みください。
鏡	安全な状態でお持込みください。 割れている鏡は安全な状態でお持込みください。
かみそり	刃物は安全な状態でお持込みください。
ライター	使い捨てライターは使い切ってからお持込みください。
園芸用の土	持込みしやすい状態でお持込みください。
その他 【 一部リサイクルを行っています。 】	
乾電池	佐倉市・酒々井町で拠点回収を行っています。 お持込みいただく際は、乾電池だけわかるようにして、係員に乾電池がある旨をお伝えください。
蛍光灯・電球	佐倉市・酒々井町で拠点回収を行っています。 お持込みいただく際は、安全な状態でお持込みください。 割れているものもお持込みいただけます。

その他、お持込み方法等に不明な点がございましたら、佐倉市、酒々井町清掃組合までお問い合わせください。

佐倉市、酒々井町清掃組合

電話受付時間 8:30~17:15
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
電話番号 043-496-7511

佐倉市・酒々井町で行っている回収等について

佐倉市・酒々井町で行っている拠点回収について

ペットボトル、乾電池及び蛍光灯等の拠点回収については、お住いの役所、役場の担当課にお問い合わせください。

粗大ごみについて

・粗大ごみ処理券を使用した予約制による有料戸別収集を佐倉市・酒々井町で行っております。

収集業者に直接電話で収集の予約を行ってください。なお、詳しくはお住いの役所、役場の担当課にお問い合わせください。

・引っ越し等特別な事情のある方で、清掃組合への持込みが困難な方はお住まいの役所、役場の担当課にお問い合わせください。

事業活動（個人事業・事業所等）から出るごみについて

・事業活動（個人事業・事業所等）から出るごみについては、佐倉市・酒々井町の担当課にお問い合わせください。

お問い合わせ先（各担当課）

佐倉市 廃棄物対策課	043-484-6149（直通）
酒々井町 経済環境課	043-496-1171（代表）